

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 4 月 1 日～ 2029 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：労働時間の状況を把握し、労働者一人当たりの労働時間を 10%削減する。

<対策>

- 2026 年 4 月～ 業務量が多い部署への個別ヒアリングと改善支援
業務効率改善に向け AI 導入などの検討

目標 2：女性労働者の育児休業取得率を 75%以上とする。

<対策>

- 2026 年 4 月～ 育児休業制度および育児休業給付金制度の社内周知
男性育休取得促進の社内周知
育児休業前面談の実施
各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標 3：男性労働者の育児休業取得率を 30%以上 とする

<対策>

- 2026 年 10 月～ 男性育児休業取得促進

目標 4：育児休業から復帰する従業員が安心して就業できるよう、相談体制を整備する。

<対策>

- 2027 年 4 月～ 育休復帰者の短時間勤務制度運用開始
育児と仕事の両立に関する相談窓口設置
育児休業復帰前面談の実施